2016 年 1 月 15 日

衆議院議員　各位様
参議院議員　各位様

女性と人権全国ネットワーク　共同代表
戒能民江　（お茶の水女子大学 名誉教授　ジェンダー法学）
近藤恵子　（NPO 法人全国女性シェルターネット 理事）
佐藤　香　（パープル・ユニオン 執行委員長）
高見陽子　（ウィメンズセンター大阪 代表）
橘ジュン　（NPO 法人 bond プロジェクト 代表）
原ミナ汰　（NPO 法人共生社会をつくるｾｸｼｭｱﾙ･ﾏｲﾉﾘﾃｨ支援全国ﾈｯﾄﾜｰｸ代表）
http://www.projectjapanwomen.net/

公開質問状回答のお願い

～「女性の月給 25 万円」について国会議員の皆様のお考えを伺います～

私たちは、2016 年１月８日の予算委員会の「労働者の実質賃金の低下に関する質疑」の中で出された、安倍首相による「妻が仕事に出て 25 万円の月給」という発言に深く失望を感じました。更に、この 25 万円という「例え話」に対して、与党も野党も野次を含めて目に見える反応がなかったことに衝撃を受けています。

女性が一旦職を離れ、再就職しようとすることがどれだけ困難か、パートをはじめとする非正規雇用の賃金がどれだけ低水準か、実際の求人情報などを目にしたことがあるならば、その時給がほとんど最低賃金に近い金額であることはすぐにわかるはずです。最も低い地域の時給 693 円で仮にフルタイムで働いたとして、月収は 110,880 円であり、最低賃金が最も高い時給 907 円で計算したとしても 145,150 円にしかなりません。単身者やシングルマザーはそれではとても生活できないので、ダブルワーク、トリプルワークで、やっと 20 万円の月収というのが現実です。**再就職で 25 万円という月収は「ありえない」**というのが、**いわば「常識」**なのです。

今回の答弁に対して、その場での反応がなかったということは、国会議員の方々の多くが、女性の賃金実態をご存知ない可能性が高いと考えざるを得ません。1 月 12 日には、民主党西村議員からこの答弁への質疑がありましたが、そこでも首相から「働く女性の実態」への理解を示す発言はなく、「パートとは言っていない。趣旨が違う」等の答弁に終始しました。さらに 13 日の山尾議員の質疑の際には「景気が良くなったから働こう、という主婦はいっぱいいる」という発言すらありました。「女性たちは生活のために（安い賃金でも選択の余地はなく）就労している」という現実認識がないといわざるを得ません。

女性が単身者やシングルマザーであったとしても、当たり前に働けば最低限の基本的人権を保障される賃金を得られる社会の実現が立法府に期待されています。法制度の整備を議論・推進する立場の国会議員が、改善するべき現実を知らないままでは、有効な施策を実現することは不可能でしょう。

そこで、各議員の皆さまに、今回の安倍首相の発言並びに働く女性たちの実態についてどのようにお考えかをお伺いするために下記のとおり公開質問状をお送りすることといたしました。この回答を一覧としてとりまとめ、未回答も含めインターネット上での公開などを予定しております。ご対応よろしくお願い申し上げます。

ご多忙とは存じますが、１月２３日（土）までに以下の質問項目にご回答いただきますようお願いいたします。

【「女性の月給 25 万円」公開質問状：回答】

以下に記載の上、ファックスまたはメールで回答をお願いします。

ＦＡＸ　**050-3736-7246**

メール　admin@projectjapanwomen.net

※当てはまる番号に丸を付けてください

１．１月８日の予算委員会における「妻の月収 25 万円」という安倍首相の発言についてお考えを伺います

① たとえ話なので問題にすべきでない
② 実態とかけ離れているので適切でなかった
③ 問題がある発言なので撤回すべきだ
④ その他（　　）

２．就労に関するご自身の体験等を伺います。

① パート就労の体験があるか、パート就労をしている知人・家族等親しい女性がいる
② 派遣労働者としての体験があるか、派遣労働者として働いている知人・家族など親しい女性がいる
③ 女性の労働実態を定期的に把握している
　方法を具体的に（　　）

３　女性の雇用や賃金の実態に即した法整備を実現するために、現在の日本社会でどのような法整備が求められているか、お考えがあれば具体的にお書きください。

※提出予定の法案、モデルとすべき先進国の実例　など

（　　）

回答議員氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先：ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿